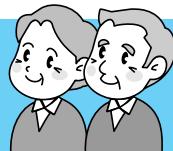


スタート!

後期高齢者医療制度



国の医療制度改革で、4月1日から、「75歳以上の高齢者『後期高齢者』(65歳以上で一定の障がいがあり制度に加入される方を含む)」の医療は、財政基盤の安定化を主要な目的として、従来の老人保健制度から、全市町が加入する広域連合を運営主体とする独立した医療保険制度である後期高齢者医療制度で実施することになりました。

4月号で「資格と給付」を紹介しましたが、今月号では「保険料」を紹介します。

後期高齢者医療保険料

後期高齢者医療制度では、介護保険制度と同様に全ての被保険者一人ひとりに対して保険料を算定、賦課します。

●保険料の算定方法は?

保険料は、医療給付等を行うために必要な経費をもとに算定します。各被保険者の保険料の内訳は、被保険者均等割と所得割が基本となります。なお、所得割の算定対象所得は「基礎控除後の総所得金額等」を基準とします。また、保険料の上限は年額50万円（被保険者均等割と所得割の合計）となります。

被保険者均等割額と所得割率については原則県内均一で、後期高齢者医療広域連合で2年ごとに算定します。
※平成20年度および平成21年度における被保険者均等割額と所得割率は次のとおりです。

被保険者均等割額 … 36,758円

所得割率 … 6.79%

●保険料の軽減はあるの?

◆低所得者の軽減

低所得世帯に属する方は、世帯の所得水準に応じて一定の計算に基づき保険料の被保険者均等割部分の軽減（7割、5割、2割）措置があります。

総所得金額等が下記の金額以下の世帯（被保険者および世帯主）	軽減割合
33万円	7割
33万円+24.5万円×当該世帯の被保険者の数（被保険者である世帯主を除く）	5割
33万円+35万円×当該世帯の被保険者の数	2割

※65歳以上の方の公的年金等の所得は、その所得から15万円を差し引いて判定します。

◆被用者保険の被扶養者の軽減

後期高齢者医療に加入される前日に被用者保険の被扶養者となっていた方は、新たに保険料負担がかかることから、激変緩和のため制度加入時から2年間は被保険者均等割を5割軽減し、所得割は課しません。

※平成20年度は、経過措置として4月から9月までの6か月間の保険料は無料となり、10月から平成21年3月までの6か月間の保険料は被保険者均等割が9割軽減された額となります。

被用者保険とは？

政府管掌健康保険や、企業の健康保険、船員保険、公務員の共済組合等のことで、国民健康保険は含まれません。

●保険料はどのように納めるの?

原則として、年額18万円以上の年金受給の方は年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、介護保険料と合わせた保険料額が、年金額の1/2を超える方やその他の事情で特別徴収されない方については、口座振替等の方法（普通徴収）で市に納めてください。なお、保険料の納期は次のとおりです。

◆特別徴収の場合 4月、6月、8月、10月、12月、2月の年6回（年金支給月）

◆普通徴収の場合

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期	第9期
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月

●災害にあって保険料を納めるのが困難な場合は?

災害にあった場合や生活困窮による保険料の納付が著しく困難な場合など、一定の基準に基づき、申請による保険料の減免措置があります。